

厚生労働省第 8 回「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」資料

2019 年 3 月 22 日 内藤 忍 (労働政策研究・研修機構)

雇用類似の働き方に関するイギリスの状況

1. ヒアリング先 (2019 年 2 月 25 日～3 月 1 日)

- ・ Department for Work and Pensions (DWP、雇用年金省)
- ・ Matthew Taylor 氏 (Chief Executive of the Royal Society for the encouragement of Arts, Manufactures and Commerce、王立技芸・産業・通商振興協会)
- ・ Business, Energy and Industrial Strategy Committee, House of Commons (ビジネス・エネルギー・産業戦略 (BEIS) 委員会、下院)
- ・ ACAS (助言・斡旋・仲裁局)
- ・ National Union of Journalists (NUJ、ジャーナリスト労働組合)
- ・ 研究者 Professor Nicola Countouris (University College London, UCL)
Professor Hugh Collins (University of Oxford)

2. イギリスの労働法における適用対象概念－雇用類似の保護の現状 (適用される法制度等)

- ・ employee 概念
- ・ worker 概念
- ・ 自営業者 (self-employed)

3. 雇用類似の働き方に関する議論状況

- ・ テイラー報告書 (2017 年 7 月)

Matthew Taylor, Good work: the Taylor Review of Modern Working Practices

・ 下院の「労働・年金委員会及びビジネス・エネルギー・産業戦略委員会」の報告書 (2017 年 11 月)

House of Commons, Work and Pensions and Business, Energy and Industrial Strategy Committees (2017), A Framework for Modern Employment

- ・ 政府の「Good Work Plan」 (2018 年 12 月)

4. 課題

- ・ 自己判断ツールはあるが、保護対象かどうかは、最終的には裁判 (審判) によるほかない。
- ・ (留意点) employee 概念がそもそも日本法より狭い。現段階においては、日本法における「真の雇用類似の就労者」の保護や区別のし方に向けての示唆は多くない。